

帯広市体育施設 指定管理者業務仕様書

(「帯広の森運動施設」グループ)

指定管理者が行う帯広の森運動施設の管理業務の内容及びその範囲は、この仕様書による。

I 施設共通

1. 施設の概要

別表1「施設の概要」及び別表2「開館日時一覧」のとおり

2. 指定管理業務の範囲

(1) 施設の維持管理業務

① 施設の利用に関する業務

帯広市の大会利用調整をはじめとする総合利用調整を図ることとし、「南町等屋外運動施設」グループ指定管理者との連絡(調整)体制を構築したうえで下記の業務を実施すること。

ア 使用許可等に係る事務

- ・利用料金の徴収業務
- ・宿泊税の徴収及び納付
- ・利用券発行台帳及び日計表の作成
- ・専用使用申し込み及び問い合わせ対応
- ・専用使用申請の確認及び調整(貸出日時、開始時間及び終了時間、競技種目等)
- ・施設利用料金の減免に関する申請受理及び通知
- ・減免登録団体の申請受理及び減免登録団体通知(公示含む)
- ・使用料免除指導者登録の申請受理及び登録証の交付
- ・施設利用料金の還付に関する申請受理
- ・使用許可書の交付と使用上の注意事項の説明

イ 利用の案内及び受付

- ・利用者に対する利用方法等の周知及び説明
- ・入場者の案内、確認
- ・設営物の設営立会い(設営物がある場合)
- ・音響設備の設置(使用がある場合)
- ・電光掲示盤接続設置(使用がある場合)
- ・照明の点灯(競技種目に応じた対応)
- ・使用物品の貸出及び取り扱い説明
- ・利用案内書の作成、印刷及び配布
- ・使用状況問い合わせ対応
- ・使用状況の掲示板等による周知 など

ウ 利用者に対する助言、指導及び相談

エ 年度当初における各施設の優先予約受付と総合利用調整

オ 公共施設予約システムの活用と運用管理

カ ホームページによる事業案内、パンフレット等の作成による広報活動

キ 利用状況等の記録と報告

- ・月締め利用状況の資料作成(利用人員・利用料金・利用日数・部屋別使用時間及び競技別使用時間・収入状況・個人専用区分別利用者及び利用料金・収入及び人員前年度対比と主な増減理由・種目別利用状況・使用者区分別利用状況・減免状況・大会合宿の実施状況・事故報告書・苦情要望等の対応・その他帯広市教育委員会(以下「市教委」という)が求めるもの)

- ② 建物、設備の維持管理に関する業務
 - ア 施設の監視、巡回安全管理及び温度管理業務
 - イ 施設利用者の安全な利用環境を確保するための管理業務
 - ウ 設備等の保守点検及び修繕に関する業務
 - エ 施設敷地内及び駐車場の管理、清掃、草刈、剪定、除雪等業務
 - オ 建物の清掃、警備業務
 - カ 建物と敷地内の営繕に関する業務 など
- (2) スポーツ振興事業(自主事業)の実施に関する業務
 - ① 各種スポーツに関する大会・教室等の実施

市民各層にわたるスポーツの普及進行及び市民の健康、体力の増進を図るため、スポーツ関連団体と連携し、各体育施設において各種スポーツに関する大会・教室等を実施すること。
 - ② 自主事業の実施

事業の実施にあたっては、参加者からの負担金、受講料、及び施設内で許可された指定管理者の付帯業務による収益金を事業経費に充てること。
- (3) その他の業務
 - ① 苦情・要望処理、調査、視察対応等業務

利用者からの苦情・要望、外部団体からのアンケート調査、視察研修、施設見学などについても適切に対応すること。
 - ② 災害時の対応
 - ア 消防法の規定に基づき防火管理者を定め、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理（消防計画、査察、教育訓練等）の適正を期するよう努めること。
 - イ 施設等の火災、盗難等災害防止上の点検を実施すること。
 - ウ 災害時等に市が避難所として施設を使用する必要がある場合は、避難所運営管理者の指示により、避難者等の優先受入や、市が策定した「避難所運営マニュアル」に準じた運営を市と指定管理者が共同で行うこと。また、避難所運営管理者が不在の場合は、指定管理者が代行して避難所運営を行うこと。
 - エ 火災災害等が発生した場合は、その状態を迅速に把握し市教委に報告するとともに、その避難活動、復旧活動に率先して協力を行うこと。
 - ③ AED（自動体外式除細動器）の設置

各施設において、人目に付きやすい場所や誰でも取りに行ける場所にAEDを設置すること。
日常点検については、市教委の指示に基づき、適切に対応すること。
 - ④ 帯広の森 森づくりガイドラインへの対応

帯広の森運動施設において、草刈や剪定を行う際には、市が策定した「帯広の森づくりガイドライン」を遵守すること。
 - ⑤ 環境方針

帯広市環境基本条例（平成8年条例第32号）の定めるところにより、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを理解し、環境負荷の減少及びライフサイクルコストの抑制に努めること。
 - ⑥ 遺失物等の取扱い

遺失物等の取扱いに関し、遺失物法を遵守するとともに警察と協議し、内部規程を整備すること。
 - ⑦ 市教委等が開催する大規模大会等への協力

市教委が主体的・政策的に実施又は参画する大規模大会の開催・運営に人材派遣等の協力を行うこと。なお、想定される大規模大会は以下のとおり。

 - ア フードバレーとかちマラソン（毎年度）
 - イ ワールドカップスピードスケート競技等スピードスケート国際大会（開催時期未定）
 - ウ 国民スポーツ大会（開催時期未定）
 - ⑧ 市教委等が行う大会・合宿の誘致活動への協力

市教委や帯広市スポーツ合宿・大会誘致推進実行委員会の誘致活動に協力すること。
 - ⑨ 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

帯広市の生涯スポーツ活動の推進として、体育施設を有効に活用する総合型地域スポーツクラブの

育成・支援について、関係機関団体と連携し積極的に取り組むこと。

⑩ 維持管理消耗物品等の購入及び光熱水費、通信運搬費等支払経理事務

3. 業務の体制

(1) 職員の配置

- ① 維持管理業務全体の統括責任者を定め、市教委に届け出ること。統括責任者を変更した場合も同様とする。なお、統括責任者は常勤とすること。
- ② 業務を行う者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者に必要な資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- ③ 副統括責任者を1名配置し、統括責任者が不在時に代理を務めること。
- ④ 各施設に施設責任者（施設長）を配置すること。施設責任者は、複数施設の責任者を兼務することができる。ただし、兼務する場合においても、各施設の管理運営に支障が生じないように、適切な体制を確保すること。

(2) 従業員の確保、教育・研修

- ① シーズンの利用開始日から円滑に管理運営業務が実施できるようにするため、必要な従業員を確保し、教育・研修を行うこと。
- ② 詳細な運営計画の策定等、開場に必要な準備に万全を期すこと。

(3) 配置する職員に求める要件

各施設に次の要件を満たす職員を常時配置すること。

- ① 施設で使用可能なスポーツ種目に関し必要な知識を有する者。
- ② 利用料金の徴収事務を遂行するに必要な知識を有する者。施設使用許可等行政処分に関する事務を遂行するに必要な知識を有する者。
- ③ 帯広市スポーツの普及振興、教育基本計画等、スポーツ施設管理運営上把握すべき行政施策を熟知している者。
- ④ 帯広市内におけるスポーツ活動の状況及びアマチュアスポーツ組織等、スポーツをとりまく状況を熟知している者。
- ⑤ 施設管理上の専門性を考慮し、管理経験、技術、知識を有する者であって、施設責任者（施設長）は、公益財団法人日本スポーツ施設協会認定の公認上級スポーツ施設管理士、公認スポーツ施設管理士、公認スポーツ施設運営士のいずれかの資格、またはこれに相当する資格を有する者を配置することが望ましい。

(4) 就業・服務等に関すること

- ① 施設内の秩序及び規律の維持に努め、円滑な業務遂行に取り組むこと。
- ② 施設等に勤務する職員の勤務時間は、就業規則をあらかじめ定めておくとともに、勤務形態は労働基準法等を遵守すること。

4. 附帯業務

(1) 物品の販売、飲食物の提供業務

指定管理者は、自らの企画及び負担により本施設内において、物品の販売及び飲食物の提供等の付帯業務を以下の条件及び仕様に基づき実施することができる。

① 条件

ア 利用者の利便を図るため、施設内の適切な区画において、物品の販売（以下「物販」という。）及び飲食物の提供に要する機能（以下「飲食機能」という。）等の設置運営をすることができる。内容、位置等は指定管理者の提案事項とし、事前に市教委と協議を行い、市教委の承認を得ること。

イ 販売商品の選択、仕入れ、物販及び飲食機能の運営に関する全ての業務を自らの責任において行うこと。

ウ 物販及び飲食機能の運営に関する営業時間を、各施設との整合性及び利用者の利便性を勘案し、適切に設定すること。

エ 物販及び飲食機能の設置運営に要する費用は、全て指定管理者の負担とする。また、収入について

ては、全て指定管理者に帰属するものとする。

オ 物販・飲食機能の内容を変更する場合は、あらかじめ市に届け出て、物販・飲食機能に関する営業規模、営業内容の変更等を行うことができるものとする。

カ 物販及び飲食機能の設置運営に当たっては、市教委の指示に基づき、あらかじめ地方自治法第238条の4第4項に規定する行政財産目的外の使用許可を得ること。

キ 物販及び飲食機能の運営に当たっては、適切な商品管理及び衛生管理を行うこと。

5. 指定管理料等

(1) 指定管理料の額

年度ごとの指定管理料の額は、応募した団体で最終的に候補者に選定された団体が収支計画書で提案した金額の範囲内とする。

(2) 指定管理料の支払方法

年度ごとの指定管理料は、指定管理者の支払い請求に基づき、分割して支払う。支払時期は、協議のうえ協定書で定める。

(3) 指定管理料の精算

指定管理料は原則として精算しない。ただし、燃料費、電気料金及び人件費で大幅な変動が生じた場合には、リスク分担に基づき、指定管理料の変更について協議する。また、利用料金の還元及び年度ごとの計画修繕の返還に係る取扱いは、募集要項に示すとおりとする。

(4) 修繕料の負担区分

1件あたり100万円未満の修繕については、原則指定管理者が行うものとし、指定管理料として指定管理者に支払うものとする。ただし、計画外や修繕になじまない物件については、別途協議とする。

100万円以上の修繕や大規模な改修等に関する費用は、市教委で対応する。

(5) 備品の購入

施設管理に必要な備品は原則として市教委が購入し、無償貸与するものとする。指定管理者が備品を購入した場合は、その所有権は市教委に帰属する。

(備品一覧表は別紙のとおり)

(6) 損害保険料の取扱い

指定管理者は、施設の管理運営に伴う事故等に対応するため必要な損害賠償責任保険に加入のこと。

保険料は、指定管理料の一般管理費に含めるものとするので、指定管理者となった場合は、各自で賠償額を設定のうえ賠償責任保険に加入することとする。

※参考(市が加入している全国市長会市民総合賠償保険の場合)

- ① 身体賠償 支払限度額が1事故あたり10億円、1名あたり1億円
- ② 財物賠償 支払限度額が1事故あたり2千万円
- ③ 免責事故 なし

6. その他

(1) 各施設において、利用者に見やすい箇所へ看板等により指定管理者の名称を掲示すること。

(2) 施設の管理運営業務が適切かつ確実に行われているかどうかを確認するためにモニタリングを行う。

(4) 市が推進する施策及び実施する事業に対して協力すること。

II 各施設の建物、設備等に関する維持管理業務

1. 帯広の森陸上競技場（帯広の森運動公園パークゴルフ場を含む）

(1) 建物、設備等に関する業務

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 各種備品、器具、管理用機械等の保守点検・修理及び清掃業務

- ④ 敷地内及び周辺植栽の剪定及び芝生広場の草刈及び整備業務
- ⑤ メイングラウンドフィールド内の草刈・集草・肥料散布・目土散布・散水・エアレーション業務
- ⑥ サブグラウンドフィールド内の草刈・集草・肥料散布・目土散布・散水・エアレーション業務
- ⑦ 盛土スタンドの草刈業務
- ⑧ 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪業務
- ⑨ 業務に関する記録の作成業務
- ⑩ 消防用設備保守点検業務
- ⑪ 作業機械保守点検業務
- ⑫ 電気設備保安業務
- ⑬ 運動施設周辺剪定業務
- ⑭ パークゴルフ場整備業務
- ⑮ 一般・産業廃棄物処理業務
- ⑯ 芝生整備及び管理業務
- ⑰ 蜂の巣駆除業務
- ⑱ 光波距離測定装置保守点検業務
- ⑲ 超音波風速計保守点検業務
- ⑳ 風向・風速計点検業務
- ㉑ ストップウォッチ点検業務 など

(2) 現在の指定管理者が第三者へ委託している業務

① 各種保守点検等業務委託

業務名・項目	内 容 (回数など)
清掃業務 日常・定期清掃	期間：4月～10月 日常：毎日（館内及び周辺） 定期：年2回（床等特別清掃）
機械警備業務 日常警備・保安管理・夜間警備	期間：4月1日～3月31日 警備情報監視（火災、侵入、設備異常等） 緊急発報時における現場確認、応急処置等
作業機械保守点検業務 定期点検・整備	草刈機等の作業機械（トラクター他）の保守点検・整備 期間：4月～10月
運動施設周辺剪定業務	帯広の森運動施設内園路の草取り及び低木、樹木の剪定整備 期間：5月～10月
芝生管理業務 定期業務	競技エリア内芝生面の雪腐れ対策用薬剤（滅菌薬剤）散布 年1回（11月～12月の降雪前）
パークゴルフ場整備業務 定期整備	帯広の森運動公園パークゴルフ場の整備（4月～11月） 刈込年15回、施肥年4回、転圧年1回、エアレーション年1回、 カップ切替年12回、開閉場時の看板及びカップ設置・回収

② 各種施設設備等の法定・定期検査

業務名・項目	内 容 (回数など)
消防用設備保守点検業務 定期点検	「消防法」に基づく点検 年2回（消火器交換等）

2. 帯広の森屋内スピードスケート場

(1) 建物、設備等に関する業務

- ① 清掃業務
- ② 警備業務

- ③ 各種備品、器具、管理用機械等の保守点検・修理及び清掃
- ④ 整氷車の運転管理業務
- ⑤ 受水槽清掃業務
- ⑥ 空調機器保守点検業務
- ⑦ 冷凍・整氷業務
- ⑧ 消防用設備保守点検業務
- ⑨ 冷凍設備保守点検業務
- ⑩ 競技用ラインポイント測量設置・復旧業務
- ⑪ 計時計測機器保守点検業務
- ⑫ 整氷車保守点検業務
- ⑬ リンク監視業務
- ⑭ 電気設備保安業務
- ⑮ 地下タンク漏洩点検業務
- ⑯ 真空式温水発生器保守点検業務
- ⑰ エレベーター保守点検業務
- ⑱ 一般・産業廃棄物処理業務
- ⑲ 汚水中継槽清掃業務
- ⑳ ばい煙濃度測定業務
- ㉑ 蜂の巣駆除業務
- ㉒ 貯湯槽清掃
- ㉓ 自動ドア保守点検業務
- ㉔ トレーニング機器保守点検業務
- ㉕ 温風機分解点検業務
- ㉖ ボイラー整備点検業務
- ㉗ 直流電源装置保守点検業務
- ㉘ 自動制御設備保守点検業務
- ㉙ 音響設備保守点検業務
- ㉚ 防球ネット及び吊バトン点検業務
- ㉛ 冷凍機保守点検業務
- ㉜ 施設周り通路及び駐車場周辺草刈業務
- ㉝ 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪業務 など

(2) 現在の指定管理者が第三者へ委託している業務

① 各種保守点検等業務委託

業務名・項目	内 容 (回数など)
清掃業務 日常・定期清掃	期間：4月～3月 日常：毎日（館内及び周辺） 定期：年6回（床等特別清掃）
警備業務 日常警備・保安管理	期間：7月～3月 専用利用時、開館時間外の人的警備
機械警備業務 日常警備・保安管理・夜間警備	期間：4月1日～3月31日 警備情報監視（火災、侵入、設備異常等） 緊急発報時における現場確認、応急処置等
冷凍・整氷業務 日常・定期業務	スケートリンク営業に伴う冷凍・製氷・整氷・解氷業務 ①冷凍設備、ボイラー等の運転操作、機械室中央監視盤の監視及び操作等 ②製氷及び整氷車を使つての整氷等 ③整氷車の点検整備等

トレーニング機器保守点検 定期点検	トレーニング機器の保守点検及び整備 点検：年2回 保守：4月～3月
計時計測装置保守点検業務	計時システム及び電光掲示板の保守点検 計測機器精度試験：年1年 点検：年3回 保守：7月～3月
自動制御設備保守点検業務	中央監視機器、自動制御機器の保守点検 点検：年2回 保守：4月～3月
空調機器保守点検業務	空調機器及び冷暖房装置の保守点検 点検：年1回 保守：4月～3月
自動ドア保守点検業務 定期点検	予防保全のための自動ドアの保守点検（消耗部品取替、注油、清掃等） 点検：年3回
音響設備保守点検	放送設備機器とスピーカーの保守点検 点検：年1回 保守：5月～3月
整氷車保守点検業務 定期点検・整備	整氷車の保守点検・整備 2台分 点検：月1回（6月～3月） 整備：年1回
競技用ラインポイント測量設置、 復旧業務	スケート競技に係るラインの布設及び測量 設置：年1回（7月の営業開始までにライン布設） 復旧：年1回（対象競技会終了後にライン復旧）
真空式温水発生器保守点検業務 定期点検	暖房用・散水用温水発生器機の保守・点検 2台 点検：年1回 保守：6月～3月
汚水中継槽清掃業務	汚水中継槽（マンホール）φ1,200 の清掃 年2回
貯湯槽清掃業務	製氷用貯湯槽の清掃 年1回
温風機分解点検業務	温風暖房機の点検・整備 年1回（9月）
昇降式ネット及びワイヤー保 守点検業務	昇降式ネット及びワイヤーの保守点検 年1回

② 各種施設設備等の法定・定期検査

業務名・項目	内 容（回数など）
消防用設備保守点検業務 定期点検	「消防法」に基づく点検（非常放送・非常用発電機等含む） 年2回（消火器交換等） 「建築基準法」に基づく点検 年1回（温度ヒューズ式防火戸・防火シャッター）
受水槽清掃業務	「水道法」に基づく清掃及び水質検査 年1回
冷凍設備保守点検業務 定期点検整備	「高圧ガス法」に基づく冷凍機の定期点検及び周辺補機の点 検・部分整備、運転調整 耐圧法定試験 4台 点検整備：年3回 保守：6月～3月
エレベーター保守点検業務 定期点検	「建築基準法」に基づく昇降設備保守点検業務 定期点検：3ヶ月に1回
直流電源装置保守点検業務	非常用照明電源装置の保守点検 年1回

地下油タンク漏洩点検業務	「消防法」に基づく点検 年1回 2基分（重油用、灯油用）
ばい煙測定業務	「大気汚染防止法」に基づく真空式温水発生器のばい煙測定業務 年2回
自家用電気工作物点検測定業務 定期点検	「電気事業法」及び「帯広市電気工作物保安規程」に基づく自家用電気工作物の年次点検、測定業務 年1回 ※変圧器絶縁油性能試験は隔年実施

3. 帯広の森体育館

(1) 建物、設備等に関する業務

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ ボイラー保守点検業務
- ④ 流量計点検業務
- ⑤ 自動ドア保守点検業務
- ⑥ 消防用設備保守点検業務
- ⑦ 電気設備保安業務
- ⑧ 地下重油タンク漏洩検査業務
- ⑨ 各種備品、器具、管理用機械等の保守点検・修理及び清掃業務
- ⑩ 敷地内植栽の剪定及び草刈業務
- ⑪ 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪業務
- ⑫ 検針メーターの確認と業務に関する記録の作成業務
- ⑬ 施設内の照明設備の交換
- ⑭ 蜂の巣駆除業務
- ⑮ 一般・産業廃棄物処理業務
- ⑯ 非常用発電機保守点検業務 など

(2) 現在の指定管理者が第三者へ委託している業務

① 各種保守点検等業務委託

業務名・項目	内 容（回数など）
清掃業務 日常・定期清掃	期間：4月～3月 日常：毎日（館内及び周辺） 定期：年2回（床等特別清掃・全館ガラス磨き）
機械警備業務 日常警備・保安管理・夜間警備	期間：4月1日～3月31日 警備情報監視（火災、侵入、設備異常等） 緊急発報時における現場確認、応急処置等
ボイラー保守点検業務 定期点検	給湯及び暖房設備の保守定期点検 年5回点検（時季切替年2回含む）
流量計点検業務	下水道流量計の点検 年1回
自動ドア保守点検業務 定期点検	予防保全のための自動ドアの保守点検（消耗部品取替、注油、清掃等） 点検：年3回
I P 通信機器保守業務	I P 電話交換機保守整備点検 期間：4月1日～3月31日

② 各種施設設備等の法定・定期検査

業務名・項目	内 容（回数など）
消防用設備保守点検業務 定期点検	「消防法」に基づく点検 年2回（消火器交換等） 「建築基準法」に基づく点検 年1回（温度ヒューズ式防火戸・防火シャッター）
自家用電気工作物点検測定業務 定期点検	「電気事業法」及び「帯広市電気工作物保安規程」に基づく自 家用電気工作物の年次点検、測定業務 年1回 ※変圧器絶縁油性能試験は隔年実施
地下重油タンク漏洩点検業務	「消防法」に基づく点検 年1回

4. 帯広の森アイスアリーナ（第二アイスアリーナ共用部分含む）

（1）建物、設備等に関する業務

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 各種備品、器具、管理用機械等の保守点検・修理及び清掃業務
- ④ 整氷車の運転管理業務
- ⑤ 照明設備、放送設備及び電光掲示表示盤の使用管理等各種設備保守点検業務
- ⑥ 電気設備保安業務（第二アイスアリーナ共用）
- ⑦ 施設周り通路及び駐車場周辺草刈業務
- ⑧ 一般・産業廃棄物処理業務
- ⑨ ボイラー整備点検業務（第二アイスアリーナ共用）
- ⑩ 地下灯油タンク漏洩点検業務（第二アイスアリーナ共用）
- ⑪ 受水槽清掃業務
- ⑫ 冷凍・整氷業務
- ⑬ 消防用設備保守点検業務
- ⑭ 冷却水槽清掃業務
- ⑮ 噴水保守点検業務
- ⑯ 冷凍機保守点検業務（第二アイスアリーナ共用）
- ⑰ 整氷車保守点検業務
- ⑱ リンク監視業務
- ⑲ 冷却水槽薬剤処理業務（第二アイスアリーナ共用）
- ⑳ 蜂の巣駆除業務
- ㉑ 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪業務
- ㉒ 自動ドア保守点検業務
- ㉓ 非常用発電機動力部整備業務
- ㉔ 冷凍設備保守点検業務（第二アイスアリーナ共用） など

（2）現在の指定管理者が第三者へ委託している業務

① 各種保守点検等業務委託

業務名・項目	内 容（回数など）
清掃業務 日常・定期清掃	期間：4月～3月 日常：週1回（館内及び周辺）4月1日～7月14日 毎日（館内及び周辺）7月15日～3月31日 定期：年3回（床等特別清掃）
警備業務 日常警備・保安管理	期間：5月1日～3月31日 専用利用時、開館時間外の人的警備

機械警備業務 日常警備・保安管理・夜間警備	期間：4月1日～3月31日 警備情報監視（火災、侵入、設備異常等） 緊急発報時における現場確認、応急処置等
冷凍・整氷業務 日常・定期業務	スケートリンク営業に伴う冷凍・製氷・整氷・解氷業務 ①冷凍設備、ボイラー等の運転操作、機械室中央監視盤の監視及び操作等 ②製氷及び整氷車を使つての整氷等 ③整氷車の点検整備等
冷却水槽清掃業務 定期業務	冷凍機の保守に係る清掃 年1回
噴水保守点検業務 定期業務	噴水に係る機器の設置及び撤去、修理等 点検：年2回（6月・8月）
冷凍機保守点検業務 定期業務	冷凍機に係る機器及び計器の点検、検査 年1回
電光掲示盤保守点検業務 定期業務	電光掲示盤及び操作機器等の点検、修理等 月1回（7月～3月）
冷却水槽薬剤処理業務 定期業務	冷却水の水質に適した薬剤の調合及び水質分析 水質分析：月1回（7月～3月）
整氷車保守点検業務 定期業務	整氷車の保守点検・整備 点検：月1回（6月～3月）整備：年1回
I P 通信機器保守業務	I P 電話交換機保守整備点検 期間：4月1日～3月31日
自動ドア保守点検業務 定期点検	予防保全のための自動ドアの保守点検（消耗部品取替、注油、清掃等） 点検：年3回

② 各種施設設備等の法定・定期検査

業務名・項目	内 容（回数など）
消防用設備保守点検業務 定期点検	「消防法」に基づく点検 年2回（消火器交換等） 「建築基準法」に基づく点検 年1回（温度ヒューズ式防火戸・防火シャッター）
自家用電気工作物点検測定業務 定期点検	「電気事業法」及び「帯広市電気工作物保安規程」に基づく自家用電気工作物の年次点検、測定業務 年1回 ※変圧器絶縁油性能試験は隔年実施
受水槽清掃業務 定期業務	「水道法」に基づく清掃及び水質検査 年1回
地下灯油タンク漏洩点検業務 （第二アイスアリーナ共用）	「消防法」に基づく点検 年1回

5. 帯広の森第二アイスアリーナ

（1）建物、設備等に関する業務

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 各種備品、器具、管理用機械等の保守点検・修理及び清掃業務
- ④ 整氷車の運転管理業務
- ⑤ 照明設備、放送設備及び電光掲示表示盤の使用管理等各種設備保守点検業務

- ⑥ 冷凍・整氷業務
- ⑦ 消防用設備保守点検業務
- ⑧ 解氷塗料水処理業務
- ⑨ リンクベース洗浄業務
- ⑩ 整氷車保守点検業務
- ⑪ リンク監視業務
- ⑫ 施設周り通路及び周辺草刈業務
- ⑬ 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪業務
- ⑭ 一般・産業廃棄物処理業務
- ⑮ 蜂の巣駆除業務 など

(2) 現在の指定管理者が第三者へ委託している業務

① 各種保守点検等業務委託

業務名・項目	内 容 (回数など)
清掃業務 日常清掃	期間：5月～3月 日常：夏期 週1回（館内及び周辺）5月1日～8月31日 冬期 毎日（館内及び周辺）10月1日～3月20日
警備業務 日常警備・保安管理	期間：5月1日～3月20日（夏期：5月1日～8月31日、冬期：10月1日～3月20日） 専用利用時、開館時間外の人的警備
機械警備業務 日常警備・保安管理・夜間警備	期間：4月1日～3月31日 警備情報監視（火災、侵入、設備異常等） 緊急発報時における現場確認、応急処置等
冷凍・整氷業務 日常・定期業務	スケートリンク営業に伴う冷凍・製氷・整氷・解氷業務 ①冷凍設備、ボイラー等の運転操作、機械室中央監視盤の監視及び操作等 ②整氷車を使つての整氷等 ③整氷車の点検整備等
電光掲示盤保守点検業務 定期点検	電光掲示盤及び操作機器等の点検、修理等 月1回（10月～3月）
整氷車保守点検業務 定期点検	整氷車の保守点検・整備 点検：月1回（9月～3月）整備：年1回
リンクベース洗浄業務 定期洗浄	夏期営業前のリンク清掃及び汚泥等の処理 年1回

② 各種施設設備等の法定・定期検査

業務名・項目	内 容 (回数など)
消防用設備保守点検業務 定期点検	「消防法」に基づく点検 年2回（消火器交換等）

6. 帯広の森スポーツセンター

(1) 建物、設備等に関する業務

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 各種備品、器具、管理用機械等の保守点検・修理及び清掃業務
- ④ 整氷車の運転管理業務
- ⑤ 受水槽水質検査業務
- ⑥ 冷凍・整氷業務

- ⑦ 電光掲示盤保守点検業務
- ⑧ 冷却塔清掃業務
- ⑨ 受水槽清掃業務
- ⑩ 冷凍機保守点検業務
- ⑪ 整氷車保守点検業務
- ⑫ フロアコート敷設・剥離業務
- ⑬ 施設周り通路及び駐車場周辺草刈業務
- ⑭ 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪業務
- ⑮ 蜂の巣駆除業務
- ⑯ 電気設備保安業務
- ⑰ 一般・産業廃棄物処理業務
- ⑱ 自動ドア保守点検業務
- ⑲ リンク監視業務
- ⑳ 消防用設備保守点検業務
- ㉑ 夏期⇄冬期切替業務
- ㉒ 地下灯油タンク漏洩点検業務
- ㉓ ボイラー設備点検業務
- ㉔ 非常用発電機動力部整備業務
- ㉕ 冷凍設備保守点検業務 など

(2) 現在の指定管理者が第三者へ委託している業務

① 各種保守点検等業務委託

業務名・項目	内 容 (回数など)
清掃業務 日常・定期清掃	期間：4月～3月 日常：毎日（館内及び周辺） 定期：年6回（床等特別清掃）
警備業務 日常警備・保安管理	期間：8月15日～3月31日 専用利用時、開館時間外の人的警備
機械警備業務 日常警備・保安管理・夜間警備	期間：4月1日～3月31日 警備情報監視（火災、侵入、設備異常等） 緊急発報時における現場確認、応急処置等
冷凍・整氷業務 日常・定期業務	スケートリンク営業に伴う冷凍・製氷・整氷・解氷業務 ①冷凍設備、ボイラー等の運転操作、機械室中央監視盤の監視及び操作等 ②整氷車を使つての整氷等 ③整氷車の点検整備等
自動ドア保守点検業務 定期点検	予防保全のための自動ドアの保守点検（消耗部品取替、注油、清掃等） 点検：年3回
冷却塔清掃業務 清掃業務	冷却塔内部の洗浄と汚水汚泥処理 期間：7月中旬～8月上旬
電光掲示盤保守点検業務 定期業務	電光掲示盤及び操作盤等の点検、修理等 期間：4月～3月 期間中7回
冷凍機保守点検業務	冷凍装置全体点検、法定自主点検、運転調整 期間：7月～3月 期間中3回
整氷車保守点検業務 定期業務	整氷車の保守点検・整備 点検：月1回（8月～3月） 整備：年1回
フロアコート敷設・剥離業務	夏期営業仕様に係るフロアコートの敷設及び剥離 年各1回

I P 通信機器保守業務	I P 電話交換機保守整備点検 期間：4月1日～3月31日
--------------	----------------------------------

② 各種施設設備等の法定・定期検査

業務名・項目	内 容 (回数など)
消防用設備保守点検業務 定期点検	「消防法」に基づく点検 年2回 (消火器交換等)
自家用電気工作物点検測定業務 定期点検	「電気事業法」及び「帯広市電気工作物保安規程」に基づく自 家用電気工作物の年次点検、測定業務 年1回 ※変圧器絶縁油性性能試験は隔年実施
受水槽清掃業務	「水道法」に基づく清掃及び水質検査 年1回
地下灯油タンク漏洩点検業務	「消防法」に基づく点検 年1回

7. 帯広の森野球場

(1) 建物、設備等に関する業務

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 各種備品、器具、管理用機械等の保守点検・修理及び清掃業務
- ④ グラウンド整備業務
- ⑤ 芝生整備業務
- ⑥ 電気設備保安業務
- ⑦ 蜂の巣駆除業務
- ⑧ 一般・産業廃棄物処理業務
- ⑨ 消防用設備保守点検業務
- ⑩ スコアボード保守点検業務
- ⑪ 作業機械保守点検業務
- ⑫ 芝生管理業務 (雪腐れ対策)
- ⑬ 運動施設周辺剪定業務
- ⑭ 雪中パークゴルフ場整備業務 (12月中旬～3月初旬)
- ⑮ クロスカントリースキー常設コース整備業務 (12月中旬～3月初旬)
- ⑯ 市民リンク整備業務 (12月中旬～2月中旬)
- ⑰ ミニスキー場整備業務 (12月中旬～3月初旬)
- ⑱ ミニスキー場簡易トイレの汲み取り依頼の連絡
- ⑲ 非常用発電機動力部整備業務 など

(2) 現在の指定管理者が第三者へ委託している業務

① 各種保守点検等業務委託

業務名・項目	内 容 (回数など)
清掃業務 日常・定期・シーズン前清掃	期間：4月～10月 日常：週2回 (館内及び周辺) 5月1日～10月15日 大会時 (館内及び周辺) 5月～10月 (60回程度) 定期：隔月1回 (床等特別清掃) シーズン前：4月中

警備業務 日常警備・保安管理	期間：４月～１０月 専用利用時、開館時間外の人的警備
機械警備業務 日常警備・保安管理・夜間警備	期間：４月１日～３月３１日 警備情報監視（火災・侵入・設備異常等） 緊急発報時における現場確認、応急処置等
スコアボード保守点検業務 定期・保守点検	スコアボードの点検、保守、修理又は取替等 年７回（４月～１０月の毎月）
作業機械保守点検業務 定期・保守点検	草刈機等の作業機械（トラクター他）の保守点検・整備 期間：４月～３月
芝生管理業務（雪腐れ対策） 定期業務	競技エリア内芝生面の雪腐れ対策用薬剤（滅菌薬剤）散布 年１回（１１月～１２月の降雪前）
市民リンク造成・製氷・整備業務	市民リンク造成・製氷・整備業務 １２月～２月
運動施設周辺剪定業務	帯広の森運動施設区内園路の草取り及び低木、樹木の剪定整備 期間：５月～１０月
施設清掃・草刈等業務	園路清掃草取り・剪定等業務 期間：５月～１０月

② 各種施設設備等の法定・定期検査

業務名・項目	内 容（回数など）
消防用設備保守点検業務 定期点検	「消防法」に基づく点検 年２回（消火器交換等）
自家用電気工作物点検測定業務 定期点検	「電気事業法」及び「帯広市電気工作物保安規程」に基づく自家用電気工作物の年次点検、測定業務 年１回 ※変圧器絶縁油性能試験は隔年実施

８．帯広の森市民プール

（１）建物、設備等に関する業務

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 各種備品、器具等の保守点検・修理及び清掃
- ④ 供用中の水面及びプールサイドの監視
- ⑤ 利用に合わせたコース設定区分管理、施設管理（フロア清掃）
- ⑥ プール内の水温、室温 プール諸室の温度管理（冷暖房運転管理）
- ⑦ 空調機・送風機・床暖房設備・ボイラー運転業務による温度等管理
- ⑧ 給排水設備維持管理業務
- ⑨ 自動塩素注入機の運転・維持管理業務
- ⑩ エレベーター保守点検業務
- ⑪ ろ過装置等保守点検清掃業務
- ⑫ 消防用設備保守点検業務
- ⑬ ボイラー整備保守点検業務
- ⑭ 受水槽清掃業務
- ⑮ 非常用発電機動力部整備業務
- ⑯ 一般・産業廃棄物処理業務
- ⑰ 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪業務
- ⑱ 施設周り通路及び駐車場周辺草刈業務
- ⑲ 自動ドア保守点検業務

- ⑳ 地下重油タンク漏洩点検業務
- ㉑ 電気設備点検業務
- ㉒ 中央監視装置保守点検業務
- ㉓ 蜂の巣駆除業務
- ㉔ 自動審判計時装置保守点検業務
- ㉕ 空調機保守点検業務
- ㉖ 水質検査業務 など

(2) 現在の指定管理者が第三者へ委託している業務

① 各種保守点検等業務委託

業務名・項目	内 容 (回数など)
清掃業務 日常・定期清掃	期間：4月～3月 日常：毎日（館内及び周辺） 定期：床の清掃 更衣室、シャワー室（年8回） ホール、廊下、走路、観覧席、会議室、休憩室（年2回） ガラスの清掃 全館（年2回） プールフロアの清掃 既設プールフロアの全台分解・移動清掃、直下床面清掃、および原状復旧（年12回） プール水槽の清掃 50mプール、児童・幼児プール（5年に1回）
機械警備業務 日常警備・保安管理・夜間警備	期間：4月1日～3月31日 警備情報監視（火災、侵入、設備異常等） 緊急発報時における現場確認、応急処置等
ろ過装置保守点検業務 通常・年次点検	通常点検：ろ布清掃、循環ポンプ流量調整、塩素濃度計の調整、制御盤の点検、ろ過設備全体の確認 年次点検：ろ布の交換、軸受け、ラックチェーン、駆動モーター、洗浄ポンプ等の調整、残留塩素計電極清掃、紫外線ランプ交換 期間：4月～3月
自動ドア保守点検業務 定期点検	予防保全のための自動ドアの保守点検（消耗部品取替、注油、清掃等） 点検：年3回
自動審判計時装置保守点検業務 年次点検・整備	自動審判計時装置の保守、点検、整備を行いシステムの正常な稼働を確保する 期間：3月中
運動公園周辺剪定業務	帯広の森運動施設内園路の草取り及び低木、樹木の剪定整備 期間：5月～10月
中央監視装置保守点検業務 定期点検	中央監視装置の保守、点検を行いシステムの正常な稼働を確保する 月1回
空調機保守点検業務 年次点検・整備	空調機器の年次点検・整備 点検・整備：年1回

② 各種施設設備等の法定・定期検査

業務名・項目	内 容 (回数など)
--------	------------

消防用設備保守点検業務 定期点検	「消防法」に基づく点検 年2回（消火器交換等） 「建築基準法」に基づく点検 年1回（温度ヒューズ式防火戸・防火シャッター）
受水槽清掃業務	「水道法」に基づく清掃及び水質検査 年1回
エレベーター保守点検業務 定期点検	「建築基準法」に基づく昇降設備保守点検業務 定期点検 3ヶ月に1回
地下重油タンク漏洩点検業務	「消防法」に基づく点検 年1回
自家用電気工作物点検測定業務 定期点検	「電気事業法」及び「帯広市電気工作物保安規程」に基づく自 家用電気工作物の年次点検、測定業務 年1回 ※変圧器絶縁油性能試験は隔年実施

9. 帯広の森弓道場・アーチェリー場

（1）建物、設備等に関する業務

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 各種備品、器具等の保守点検・修理及び清掃業務
- ④ 敷地内植栽の剪定及び草刈業務
- ⑤ 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪業務
- ⑥ 消防用設備保守点検等業務
- ⑦ 作業機械保守点検業務
- ⑧ 電気設備保安業務
- ⑨ 一般・産業廃棄物処理業務
- ⑩ 蜂の巣駆除業務
- ⑪ 弓道場・アーチェリー場整備業務 など

（2）現在の指定管理者が第三者へ委託している業務

① 各種保守点検等業務委託

業務名・項目	内 容（回数など）
清掃業務 定期清掃	期間：4月～3月 定期：年4回（床等特別清掃）
警備業務 日常警備・保安管理	期間：4月1日～3月31日 専用利用時、開館時間外の人的警備
機械警備業務 日常警備・保安管理・夜間警備	期間：4月1日～3月31日 警備情報監視（火災、侵入、設備異常等） 緊急発報時における現場確認、応急処置等
弓道場施設整備業務 日常業務	利用者指導、的張り、修繕、日常清掃 期間：4月1日～3月31日 時間：10時～21時までの間
アーチェリー場施設整備業務 日常業務	利用者指導、的張り、修繕、日常清掃 期間：5月1日～10月31日までの毎週日曜日 時間：13時～16時
作業機械保守点検業務 定期点検・整備	草刈機等の作業機械（トラクター他）の保守点検・整備 期間：4月～3月

② 各種施設設備等の法定・定期検査

業務名・項目	内 容（回数など）
消防用設備保守点検業務 定期点検	「消防法」に基づく点検 年２回（消火器交換等）
自家用電気工作物点検測定業務 定期点検	「電気事業法」及び「帯広市電気工作物保安規程」に基づく自 家用電気工作物の年次点検、測定業務 年１回 ※変圧器絶縁油性能試験は隔年実施

１０．帯広の森テニスコート

（１）建物、設備等に関する業務

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 各種備品、器具等の保守点検・修理及び清掃業務
- ④ 砂入り人工芝の磨耗を軽減するコート整備（専用砂散布及びブラシ掛け）業務
- ⑤ 施設周辺街灯タイマー設定及び保守点検業務
- ⑥ 芝生整備業務
- ⑦ 消防用設備保守点検業務
- ⑧ 作業機械保守点検業務（コート整備及び草刈り作業機械）
- ⑨ 電気設備保安業務
- ⑩ 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪業務
- ⑪ 敷地内植栽の剪定及び草刈り業務
- ⑫ 自動ドア保守点検業務
- ⑬ 施設監視業務
- ⑭ 一般・産業廃棄物処理業務
- ⑮ 蜂の巣駆除業務 など

（２）現在の指定管理者が第三者へ委託している業務

① 各種保守点検等業務委託

業務名・項目	内 容（回数など）
清掃業務 日常・定期清掃	期間：４月～１０月 日常：毎日（館内及び周辺）４月２１日～１０月３１日 定期：年２回（床等特別清掃）
機械警備業務 日常警備・保安管理・夜間警備	期間：４月１日～３月３１日 警備情報監視（火災、侵入、設備異常等） 緊急発報時における現場確認、応急処置等
芝生整備業務	中地、土手の芝刈り、施肥等の整備 期間：５月～１０月まで６回
施設監視業務	予約、売券、受付業務 期間：４月下旬～１０月 時間：５時５０分～１０時５０分、１７時１５分～２１時１５分
作業機械保守点検業務 定期点検・整備	草刈機等の作業機械（トラクター他）の保守点検・整備 期間：５月～１０月
自動ドア保守点検業務 定期点検	予防保全のための自動ドアの保守点検（消耗部品取替、注油、 清掃等） 点検：年２回

② 各種施設設備等の法定・定期検査

業務名・項目	内 容（回数など）
消防用設備保守点検業務 定期点検	「消防法」に基づく点検 年２回（消火器交換等）

自家用電気工作物点検測定業務 定期点検	「電気事業法」及び「帯広市電気工作物保安規程」に基づく自 家用電気工作物の年次点検、測定業務 年1回 ※変圧器絶縁油性能試験は隔年実施
------------------------	---

1 1. 帯広の森球技場

(1) 建物、設備等に関する業務

- ① 各種備品、器具等の保守点検・修理及び清掃業務
- ② フィールド芝生の管理（草刈、集草、散水、コア抜き、種子及び目土散布）業務
- ③ スタンド、スタンド裏草刈業務
- ④ 雪腐れ防止用薬剤散布業務
- ⑤ 融雪作業業務
- ⑥ 転圧作業業務
- ⑦ 作業機械保守点検業務
- ⑧ 測量業務
- ⑨ 施設周辺及び駐車場の清掃、塵拾い業務
- ⑩ 一般・産業廃棄物処理業務
- ⑪ 蜂の巣駆除業務 など

(2) 現在の指定管理者が第三者へ委託している業務

① 各種保守点検等業務委託

業務名・項目	内 容（回数など）
作業機械保守点検業務 定期点検・整備	草刈機等の作業機械の保守点検・整備 期間：4月～11月
測量業務	サッカー・ラグビーコートの測量及びポイント設置業務 期間：4月～5月
芝生管理業務 雪腐れ対策	競技エリア内芝生面の雪腐れ対策用薬剤（滅菌薬剤）散布 年1回（11月～12月の降雪前）

1 2. 帯広の森研修センター

(1) 建物、設備等に関する業務

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 各種備品、器具等の保守点検・修理及び清掃業務
- ④ トレーニング室の噴霧消毒業務
- ⑤ 浴槽清掃後の塩素による噴霧消毒業務
- ⑥ 電気設備保安業務
- ⑦ 地下重油タンク漏洩検査業務
- ⑧ ボイラー保守点検整備業務
- ⑨ 受水槽水質検査業務
- ⑩ 消防用設備保守点検業務
- ⑪ 受水槽清掃業務
- ⑫ 貯湯槽清掃業務
- ⑬ トレーニング機器保守点検業務
- ⑭ 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪作業
- ⑮ 敷地内植栽の剪定及び草刈業務
- ⑯ 自動ドア保守点検業務
- ⑰ 一般・産業廃棄物処理業務

⑱ 蜂の巣駆除業務 など

(2) 現在の指定管理者が第三者へ委託している業務

① 各種保守点検等業務委託

業務名・項目	内 容 (回数など)
清掃業務 日常・定期清掃	期間：4月～3月 日常：毎日（館内及び周辺） 定期：年2回（床等特別清掃）
警備業務 日常警備・保安管理	毎日（17時15分～翌日8時45分） 年末年始の休館日（8時45分～翌日8時45分）
トレーニング機器保守点検	トレーニング機器の保守点検及び整備 点検：年1回 保守：4月～3月
自動ドア保守点検業務 定期点検	予防保全のための自動ドアの保守点検（消耗部品取替、注油、清掃等） 点検：年3回

② 各種施設設備等の法定・定期検査

業務名・項目	内 容 (回数など)
消防用設備保守点検業務 定期点検	「消防法」に基づく点検 年2回（消火器交換等）
自家用電気工作物点検測定業務 定期点検	「電気事業法」及び帯広市電気工作物保安規程」に基づく自家用電気工作物の年次点検、測定業務 年1回 ※変圧器絶縁油性能試験は隔年実施
受水槽清掃業務	「水道法」に基づく清掃及び水質検査 年1回
貯湯槽清掃業務	「旅館業法施行条例」に基づく清掃 年1回
地下重油タンク漏洩点検業務	「消防法」に基づく点検 年1回

1 3. 帯広の森運動施設全体に関する業務

(1) 自家用電気工作物電気保安業務

① 電気保安業務

自家用電気工作物について、電気事業法・同施行規則及び帯広市電気工作物保安規程に基づいて電気設備の保安管理業務を行なうこと。詳細については同規程による。

② 代務者

帯広市電気工作物保安規程に基づき、施設を管轄する市教委の電気主任技術者の指示に従う代務者（同規程第3条1項の3）を双方協議して選任し、保守規程を遵守し、保安管理業務に務めなければならない。なお、代務者については電気主任技術者と同等の知識及び経験を有する者とする。

(2) 電力管理・調整業務

① 責任分界点（2点）

ア 南2線通と10号交差点付近の構内第1柱開閉器の一次側接続点。

イ 南6線通の弓道場付近の構内第1柱開閉器の一次側接続点。

② 契約種別

帯広の森運動施設の責任分界点ごと二構内に分けて、電力供給業者との受電契約（業務用電力）

により電力が供給される。

③ 電気料金管理

電力供給業者との契約電力量については、当該月の最大使用電力量が当初の契約電力量を上まわった時点で更新されるため、各構内の電力使用状況を随時把握し、管理・調整して節電及びピークカットに努めなければならない。また、電力料金については電力供給業者と各構内毎の契約であるため各構内全施設分を一括して支払わなければならない。各施設の電力使用量は、各施設の電力子メーターまたは、各構内に設置されている電力データログ装置により計測された電力量を電力供給業者より請求される電力量から按分し、使用電力料及び契約電力料の支払いを振分けしなければならない。

④ 受電設備管理

帯広の森運動施設の受電設備容量に対して施設全体の負荷設備容量が大きいため、受電設備を保護することを目的とした全施設の電力使用状況の運転管理・使用調整をしなければならない。管理不十分による設備故障・電気事故等を防止しなければならない。

(3) 電気に関わる保守及び修繕業務

・電気工事士

帯広の森運動施設内において電気に係る保守及び修繕を行なう場合は第1種電気工事士等の有資格者が作業にあたること。ただし、電球交換等の軽微な作業は除く。

(4) 帯広の森上下水道管理業務

① 上下水道設備管理

帯広の森運動施設全体の下記の上下水道設備を管理すること。

- ア 施設内に設置されている雨水桝等の機能点検。
- イ 施設内に設置されている屋外消火栓周辺の清掃。
- ウ 施設内に設置されている上下水道設備の機能点検。

② 上下水道料の支払い

- ア 帯広の森運動施設の上水道は口径 150mm 一契約であるため、使用料の支払いについては帯広市公営企業管理者より請求される料金を一括して支払わなければならない。
- イ 各施設使用料については、施設の子メーターにより計測された上水道使用料を親メーターの数値より按分して支払うものとする。また、下水道使用料については帯広の森運動施設分を実量計測された使用料で請求されるため、各施設の使用料は施設の実情を考慮した下水道割合において按分して支払うものとする。

(5) 光ケーブル設備保守管理業務

- ① 光ケーブル保守管理の対象範囲は、帯広の森運動施設内埋設光ケーブル、光スイッチング HUB、メディアコンバーター、クロージャー等の光ケーブル設備と、その付属物等各部位とし、その点検、保守等を業務内容とする。
- ② 光ケーブルとその付随する機器の劣化、破損、故障等について調査・診断・判定を行い、修繕が必要な場合は、迅速に修繕等を行い、適正な通信機能が発揮できる状態に保つこと。

(6) 除雪業務

- ① 降雪時若しくは降雪が見込まれる場合は、大会催物等利用状態を把握し、翌日の開館時間前までに、除排雪作業を終了させるよう努めること。
- ② 降雪状況及び気象状況を考慮し場合により待機し、除排雪車両の点検整備、装備取付け及び燃料・潤滑油等の確認、暖気運転の実施等作業準備を行い迅速に除雪作業が実施できるように体制を整えること。
- ③ 作業の安全を確保するために必要な予防保全に万全の対策をたてること。特に人身事故及び物損事故等には、細心の注意を払うこと。
- ④ 著しい降雪により除雪が困難な場合は、その状況を報告するとともに、その対策について市教委と協議すること。

(7) プール管理者の配置

帯広の森市民プールは、(公財)日本水泳連盟による公証 50m競泳プールに認定されているため、プール公認規則第 15 条に規定されるいずれかの資格を有する者を 1 人配置すること。

(8) ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業 (NTC 事業)

N T C事業における業務全般については、指定管理者において執行すること。

また、当該事業に関する事業報告について、市教委に行うこと。

帯広市体育施設については、特定の利用者のみを対象とした開館時間の延長は基本的に認めないが、N T C専用利用に伴う混雑の解消等のため、開館時間を延長し「競技者専用時間」を設ける必要がある場合は、あらかじめ市教委の承認をうけ、開館時間を変更することができる。

(9) ネーミングライツについて

① 市教委がネーミングライツを実施する場合は、指定管理者は、実施に支障のないよう協力すること。

その際の取扱いとは次のとおりとする。

ア 施設に係る印刷物やホームページでは愛称を用いること。作成に要する費用は、印刷物については作成者、ホームページについてはホームページの管理者が負担すること。

イ 指定管理者は、イベント等の開催時に愛称を使用した広報を行うよう、主催者や施設利用者等に徹底すること。

ウ ネーミングライツ導入に伴い、ネーミングライツパートナーの負担により、施設の看板や案内図等の表示変更や改修工事を行うことがある。この場合、教育委員会は事前に指定管理者と協議を行うこととする。

② 帯広の森屋内スピードスケート場ではネーミングライツ導入していることから、①ア～ウのとおり取り扱うこと。

(10) 冷凍設備保安業務資格者配置

① 冷凍保安責任者・代理者

帯広の森スポーツセンターの冷凍機については、高圧ガス保安法第 27 条の 4 冷凍保安責任者の選任等(冷 36 条)に基づき、第二種冷凍機保安責任者の資格を有する、冷凍保安責任者 1 名及び代理者 1 名を配置すること。

② 冷凍保安業務

- ・高圧ガスを安全に使用するための保安業務
- ・高圧ガスを安全に使用するための指揮・指導業務
- ・高圧ガス使用設備の定期点検と記録の保持
- ・災害発生の防止と発生したときの記録・反省・改善策の提案と実行

(11) 危険物貯蔵・取扱資格者配置

① 危険物取扱者（乙種 4 類）の選任配置

消防法第 10 条及び 13 条に基づき、次の貯蔵所には、それぞれ危険物取扱者（乙種 4 類）の資格者を選任配置すること。

② 資格が必要な危険物貯蔵施設

・帯広の森アイスアリーナ	地下タンク貯蔵所	灯油
・帯広の森研修センター	地下タンク貯蔵所	A 重油
・帯広の森市民プール	地下タンク貯蔵所	A 重油
・帯広の森スポーツセンター	地下タンク貯蔵所	灯油
・帯広の森体育館	地下タンク貯蔵所	A 重油
・帯広の森屋内スピードスケート場	地下タンク貯蔵所	A 重油
・旧スピードスケート場管理棟	地下タンク貯蔵所	灯油

③ 危険物貯蔵取扱い責務

- ・誠実にその職務を行うこと。
- ・危険物を取り扱う作業者が技術上の基準を遵守するよう監督し、必要に応じて指示を与えなければならない。
- ・補佐役の危険物施設保安員へ指示を行うこと。
- ・災害が発生した時の緊急措置と消防機関への連絡を行うこと。
- ・隣接する施設の関係者と連絡を保つこと。